

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第一章 賃金

第一節 名目賃金の推移

各産業部門の名目賃金水準は、一般的にいつて、一九四八年末までつづいた戦後の上昇傾向に終止符をうち、一九四九年上半期にはほとんど停滞化した。

これは、一九四八年末に実施された賃金三原則以来、いわゆる「安定計画」が強行された結果である。

労働省「毎月勤労統計調査」の全工業常傭労働者一人一ヵ月当り平均現金給与によつて、一月の水準を前年同期とくらべると、一九四八年では一七五・五%の上昇であつたのに対し、一九四九年は二九・一%の上昇にすぎなかつた。

ほかの産業も、だいたい同じ傾向を示している。すなわち、鉱業では一九四八年一五四・四%、一九四九年一四・七%、ガス・電気・水道業では一九四八年一五二・七%、一九四九年四二・六%、商業では一九四八年一八六・一%、一九四九年五二・五%、交通業では一九四八年一五八・七%、一九四九年三三・一%となつている。

一九四八年の上昇率に比べ、一九四九年のそれが、もつとも低い部門は鉱業であり、前年の上昇率の一〇%にも達しなかつた。また、最高のガス・電気・水道業部門でも、前年の三〇%をこえていない。

なお、女子の場合は、工業についてこれをみると、一九四八年一五五・八%、一九四九年三五・一%で、二年間の上昇率の差が、男子の場合よりすくないのが注目される(別表18参照)。

註 毎月勤労統計調査の説明

一ヶ月の現在給与額とは、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く前の現金給与総額のことであり、又一ヵ月間の平均現金給与額は全事業所の各名称別の現金給与総額を全事業所の月末人員(賃金計算期間の)で除して得たものである。

1 「毎月きまって支給する現金給与額」(略称「定期給与」)とは毎月きまって支給する基本給、生産奨励金、時間外勤務手当、出来高払の給与、特殊労働手当、家族手当、生産費手当等の手当をふくんだものである。

2 「其の月限り支給する現金給与額」(略称「定期給与」)とは、二ヶ月又は二ヶ月以上の期毎に支給される賞与又は年末賞与等の一時的又は臨時的な手当をふくんだものである。

3 「現金給与総額」とは「毎月きまって支給する現金給与額」と「其の月限り支給する現

金給与額」の合計額である。

4 労働者とは、賃金・給料又は之に準ずる収入を得て他人に使用せられる被傭者の地位に有する者を謂い、その内主として肉体的作業に従事する者を労務者、知的作業に従事する者を職員とする。又雇用期間の長短によつて、常用と日雇及臨時に分けられている。

5 常労務者とは期間を定めず、又は二ヵ月以上の期間に亘つて、常時雇用される労務者をいう。徒弟や見習工は常用労務者にふくめる。常用労務者に対し、日雇及び、臨時労務者とは日々又は二ヵ月未満の期間を定めて、雇用される労務者をいう。

6 常用職員とは、主として知能労働に従事する常用の者であつて、労務者でない者をいう。事務者、技術者は共に職員として扱われるが、労務者、職員の具体的区別は、事業主の認定に依ることとされている。従つてタイピスト、現場幹部役付工等を労務者として扱うか、職員として扱うかは、個々の事業所毎に判定されている。重役は職員でないが、常勤で事務を分担して居り、且職員としての給与を受けて居る者は職員と見なす。

(労働省、毎月勤労統計調査の「凡例」による)

また、毎月勤労統計調査によつて、産業別全常用労働者の各年平均賃金をみれば、第60表のとおりである。

この表によつて、各年の平均賃金を前年に比べれば、前項にのべたと同じ傾向を指摘することができる(第61表)。

とくに一般公務員のベース賃金と毎月勤労統計調査による全工業常用労働者の平均賃金を比べると、第62表のとおりである。

一般公務員の低賃金、そのために生ずる家計の窮迫については、郵政省人事部当局でも、「公務員」誌上、一九四九年四―七月の実態調査で、毎月の赤字が平均一、〇〇〇円であるとのべている。そしてこれが全労働者の賃金水準に対し、常に重大な影響をあたえていることは無視できない。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
